

# 地域区分について

## 地域区分（地域に応じた人件費の調整）について

- 介護報酬は、人件費・物件費等を勘案しているが、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別・人件費割合別（サービス別）に1単位当たりの単価を割増ししている。
- 平成12年の報酬設定時は、国家公務員の調整手当を基本として地域区分を設けたが、その際、国の官署がない地域の一部の地方自治体については、要望を踏まえた設定を認めた。
- その後、国家公務員の調整手当については、平成17年の人事院勧告において、平成18年度から地域手当として再編されたが、介護報酬の地域区分については、平成24年度介護報酬改定で地域手当に準拠する見直しを行った。
- なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものであるため、財政的に増減を生じさせないようにすること（財政中立）が原則である。

## (参考1) 地域区分と1単位単価の現状

- 介護報酬は、サービス提供地域ごとの人件費などの地域差を反映させるため、1単位10円を基本として地域区分を設定し、区分ごとに割り増しを行っている。

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	70%	11.26円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.81円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

人件費割合70%のサービス	訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
人件費割合55%のサービス	訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／複合型サービス
人件費割合45%のサービス	通所介護／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# (参考2) 介護保険制度の地域区分と国家公務員の地域手当の比較

## (介護報酬創設時)

介護保険 制度 地域 区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国家公務員 調整 手当	甲地	甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%

## (平成18年度から)

介護保険 制度 地域 区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	12%	10%			6%	3%	0%
国家公務員 地域 手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

## (平成21年度から)

介護保険 制度 地域 区分	特別区	特甲地			甲地	乙地	その他
	<b>15%</b>	10%			6%	<b>5%</b>	0%
国家公務員 地域 手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

## (平成24年度から)

介護保険 制度 地域 区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員 地域 手当	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
	18% (13.2%)	15% (10.2%)	12% (7.2%)	10% (5.2%)	6% (1.2%)	3% (▲1.8%)	0% (▲4.8%)

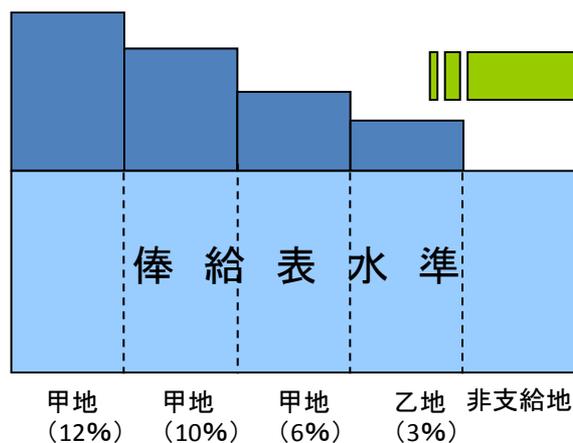
(注)国家公務員地域手当の( )内の割合は、俸給表水準を平均4.8%引下げた影響を加味し、見直し前の俸給表水準と比べた場合の上乗せ割合を表したものである。

# (参考3) 平成17年人事院勧告・国家公務員給与の見直しについて

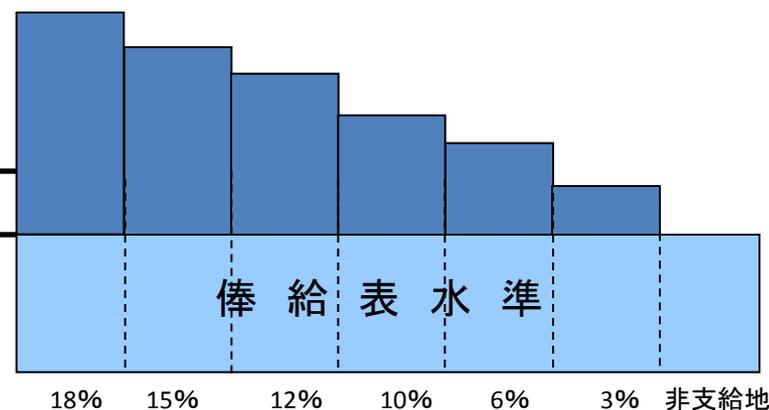
○ 平成17年の人事院勧告において、民間賃金の地域差を公務員給与により反映させるため、以下の措置を講ずることとされた。

- ① 民間賃金の低い地域を考慮して、俸給表水準を全体として平均4.8%程度引下げる。
- ② 民間賃金が高い地域には、3%から18%の地域手当を支給する。

【平成12年】



【平成22年4月】



※経過措置：人事院規則9-49(地域手当)附則第4条の規定により、適用は平成22年4月から

## (参考4) 国家公務員の地域手当の支給地域について

- 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、支給地域を指定している。
- 具体的には、賃金構造基本統計調査（注）による賃金指数を用いた指定基準を基本として支給地域及び支給割合を決定。  
（注）賃金構造基本統計調査は、民間事業者に雇用される労働者の賃金実態を確認する場合に一般的に利用されている。
- 例えば、2級地に区分されている市と3級地に区分されている市では、2級地に区分されている市が3級地に区分されている市よりも民間事業者の賃金指数が高いこととなる。

（国家公務員の「その他」地域に区分される市町村とは）

- 6級地以上の地域区分に区分される市町村に比べ、民間事業者の賃金指数が低いことにより「その他」地域に区分されているほかに、当該地域に国の官署が所在しないために「その他」地域とされている場合がある。

# 平成24年度介護報酬改定における地域区分の見直しについて

## 1. 地域割りにについて

賃金水準の実態を反映させるため、国家公務員の地域手当の地域割り（7区分）に準拠した。

## 2. 適用地域について

国家公務員の地域手当に準拠した見直しを行った。

具体的には、国の官署が所在する1級地～6級地については、そのまま適用し、国の官署が所在しない地域については、診療報酬における地域加算の対象地域の設定の考え方を踏襲した。

## 3. 上乗せ割合について

国家公務員の地域手当の上乗せ割合をもとに、18%～0%の区分に設定した。

## 4. 経過措置について

- 報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、各地方自治体の意見を踏まえ、平成24年度から平成26年度の3年間は経過措置を設けた。
- 具体的には、見直しの前後で適用地域の区分の差が2区分以上乖離することとなる地域を対象に、1区分高いもしくは低い区分とすること等を認めた。

# (参考) 診療報酬における対象地域の設定について

## 地域加算の対象地域の見直し

### 第1 基本的な考え方

- 1 地域加算は、医業経営における地域差に配慮する観点から設けられているものであり、別に厚生労働大臣の定める地域区分(6区分)に規定する地域に所在する保険医療機関に対し、入院基本料及び特定入院料に対する加算を行っている。
- 2 地域加算の対象地域は、平成18年度診療報酬改定において、国家公務員給与の地域手当に係る人事院規則が公布されたことを受けて、同様の地域を対象地域とするよう見直しを行ったところであるが、国家公務員給与の地域手当の対象地域は、国家公務員の勤務官署が所在する地域に限られており、地域加算の対象地域も必ずしも医療経営における地域差に配慮した地域となっていないことを踏まえて見直しを行う。

### 第2 具体的な内容

- 1 次の地域を新たに対象地域とする。
  - (1) 現行、地域加算の対象となっている地域に囲まれている地域
  - (2) 現行、地域加算の対象となっている複数の地域に隣接している地域
- 2 新たに対象とする地域の級地は、隣接する対象地域の級地のうち、低い級地と同様とする。

※ 地域加算(1日につき) 1級地:18点、2級地:15点、3級地:12点、4級地:10点、5級地:6点、6級地:3点

## 給与勧告の概要

—平成26年8月7日 給与勧告の骨子より一部抜粋—

### Ⅲ 給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し

#### 1 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

##### 【俸給表等の見直し】

- ① **行政職俸給表（一）** 民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント（平成24年～26年の平均値））を踏まえ、俸給表水準を平均2%引下げ

##### 【地域手当の見直し】

- ① **級地区分・支給割合** 級地区分を1区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し  
1級地20%、2級地16%、3級地15%、4級地12%、5級地10%、6級地6%、7級地3%
  - \* 賃金指数93.0%以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0%以上）
  - \* 1級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）

- ② **支給地域** 「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも1段階まで）

#### 3 実施時期等

- 俸給表は平成27年4月1日に切替え
- 地域手当の支給割合は段階的に引上げ

## 給与勧告制度の基本的考え方

—平成26年8月7日 給与勧告の骨子より抜粋—

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

# 主な論点

## <平成27年度改定に向けた介護報酬における地域区分に係る課題について>

- 介護報酬における地域区分については、地域毎の人件費を適切に反映させる観点から、民間の賃金の実態に応じて設定される国家公務員の地域手当を基本に設定してきており、直近では平成24年度介護報酬改定で地域に応じた人件費の調整をしたところ。
- 一方、本年8月の人事院勧告において、直近の民間の賃金の実態を反映するため、国家公務員の地域手当の見直しが示されたところ(激変緩和のための経過措置あり。)
- これまで介護報酬における地域区分の対応については、民間の賃金の実態を踏まえた地域手当に準拠した設定を行ってきており、今回の介護報酬改定においても、人事院勧告が定めた新たなルールの施行を前提とした対応をとるべきと考えるがどうか。
- その際、平成24年度介護報酬改定において設定した区分から大きく変動する地方自治体が出てくるという事実を踏まえると、今回の人事院勧告を見据えつつ、自治体からの御意見も伺ったうえで必要な経過措置を講ずるべきと考えるがどうか。

## <具体的に地域区分を設定するに当たって検討すべき課題について>

- 国の官署が所在しない地域については、診療報酬における地域加算の設定の考え方を踏襲し、隣接する適用区分のうち、低い区分を適用することとしているが、民間の給与水準を適切に報酬に反映させる観点からどのように考えるか。
- また、広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なっている場合は、構成する自治体間の協議により、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定することが適切と考えられるがどうか。